

SDGs 対応型施設園芸事例普及事業実施要綱

制 定 令和3年12月27日付け3農産第2069号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

第1 趣旨

農山漁村や食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退、近年の新型コロナを契機とした人手不足などの課題に直面している。加えてSDGsや環境の重要性が国内外で高まっており、持続可能な食料システムの構築は急務である。

このため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するに当たり、「化石燃料を使用しない施設園芸」の実現に向け、先行事例の調査及び課題分析と、農業者等への情報発信等に対して支援する。なお、本事業においては、「SDGs」とは、施設園芸において化石燃料の使用量削減と生産性向上の両立を目指すことを指すものとする。

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

SDGs 対応型産地を全国に展開、波及させるために行う、次に掲げる取組を支援するものとする。

なお、事業実施主体は次に掲げる全ての取組を実施するものとする。

(1) SDGs 対応型産地の事例調査や転換手法等の分析

SDGs 対応型施設園芸への転換に向けて、非化石燃料の地域資源や加温設備等を導入し積極的に省エネルギー化を推し進めた産地について、産地の概要、取組の経緯、技術の導入と検証で得られた知見やノウハウ等の情報を収集するものとする。また、省エネルギー化の取組の課題等の分析を行うものとする。

(2) SDGs 対応型施設園芸の全国展開に向けたマニュアル等の策定やシンポジウム・検討会等の開催

(1)により収集した情報等を活用し、SDGs 対応型施設園芸の全国展開に向けた方策を検討する検討会を開催するとともに、SDGs 対応型施設園芸への転換に向けて取り組む意向のある産地、行政機関、農業者等向けに、得られた知見や課題・ノウハウを分析・整理したマニュアル、動画コンテンツ等を作成する。

また、作成したマニュアル等の成果物について、全国に情報発信するとともに、SDGs 対応型施設園芸の全国展開に資するセミナーやシンポジウム等を開催する。

2 補助要件

補助要件は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体が民間団体等であって、施設園芸に関する知見を有し、代表者、組織及び運営について会則が策定されており、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。
- (2) SDGs 対応型施設園芸への転換に取り組んだ産地の成果を横断的に取りまとめ、全国に波及させる取組であること。
- (3) 「みどりの食料システム戦略」の園芸施設分野で位置付けられている「2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。」ことについて、有識者を踏まえ検討を行うこと。
- (4) 成果目標の達成に結びつく取組であること。

3 補助対象経費

補助対象経費の範囲は別表1のとおりとする。ただし、次の場合は補助対象としない。

- (1) 国等のほかの助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組を実施する場合
- (2) その成果について、公共の用に供することを制限する取組を実施する場合
- (3) 支払が事業実施期間の翌年度となる場合

4 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

- (1) 成果目標
事業実施主体は、成果目標として事業内容に応じて、適切な指標を設定するものとする。
- (2) 目標年度
本事業の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

5 募集方法等

募集方法等については、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める公募要領による。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、成果目標の実現を図るため、別記様式第1号に定めるとおり事業実施計画を作成し、農産局長に提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 農産局長は、1により提出された事業実施計画について、別表2に定める採択基準に基づき、ポイントの高い順に採択優先順位を定め、農産局長が別に定めるところにより設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「委員会」という。）における審査を経て、予算の範囲内で採択するものとする。

(2) 農産局長は、農産局長が別に定める公募要領により補助金交付候補者に選定された者については、公募要領に基づき提出された事業実施計画の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

3 1の事業実施計画について、以下に掲げる重要な変更に係る手続は、1に準じて行うものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

(4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

4 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度内とする。

5 事業の着手等

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項に基づく交付決定（以下「交付決定」という。）後に着手又は着工（以下「着手等」という。）するものとする。ただし、事業の効率的な実施を図る上で緊急的かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手等を行う場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手（着工）届を別記様式第2号により、農産局長に提出することとする。

第4 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業実施状況報告書を作成し、農産局長に報告することとする。なお、事業実施状況報告書の提出は、SDGs対応型施設園芸事例普及事業補助金交付要綱（令和3年12月27日付け3農産第2090号農林水産事務次官依命通知）第15の1の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

2 農産局長は、1の報告の内容を検討し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

3 農産局長は、1の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

第5 事業の評価

1 事業実施主体は、原則として、成果目標の達成状況について、別記様式第3号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、目標年度における成果目標の達成状況を農産局長に報告するものとする。

2 農産局長は、報告のあった内容を点検評価し、別記様式第4号に評価結果を記載するものとする。

3 農林水産省農産局は、農産局長が設置する外部有識者で構成される評価検討委

員会（以下「評価検討委員会」という。）に点検評価結果を諮るものとし、農産局長は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を記載するものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、農産局長は、必要に応じて事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

なお、目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、農産局長は事業実施主体に対し、必要に応じて指導等を行うものとする。

- 4 農産局長は、3により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

第6 その他

1 成果物の公表

事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、マニュアルや動画コンテンツ等の成果物について、可能な限り広く普及に努めるものとし、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。

2 収益状況の報告及び収益納付

補助事業実施期間中及び補助事業終了後5年間は、補助事業による事業成果の実用化等に伴う収益が発生した場合には、農林水産大臣に報告しなければならない。

また、補助事業終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国に納付するものとする。

3 不用額の返還

国は、事業実施主体に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

4 不正行為等に対する措置

農産局長は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関して不正な行為をした場合、又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する事実関係及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置その他の必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

5 事業費の低減

事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

別表1（第2の3関係）

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	<p>取得単価が50万円以上（税抜）の機器及び器具については、見積書（該当する設備備品が1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上から取得すること。以下同じ。）やカタログ等を添付すること。</p> <p>耐用年数が経過するまでは、取組主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</p> <p>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を締結すること。</p>
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器等の借上費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	<p>本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 	消耗品は物品受払簿で管理すること。

		・試験、研修等に用いる少額な器具等	
	燃料費	本事業を実施するために直接必要な現地調査に使用する自動車のガソリン代に係る経費	
旅費	委員等旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席、研修会等での講演等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費。	
	調査等旅費	本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、技術指導、打合せ、成果発表等に係る経費	
謝金	謝金	本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 取組主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	マニュアルの作成、研修会での講演等に必要原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費	雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
委託費		本事業の交付目的である事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

			民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析・試験等を行う経費	
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	保険料	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費に係る取組主体の負担する保険料	
	租税公課	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず取組主体で具備すべき備品・物品等の購入の場合にあっては認めないものとする。

別表 2 (第 3 の 2 関係)

SDGs 対応型施設園芸事例普及事業の採択基準等について

1 実施要綱第 3 の 2 の審査に当たり、事業実施計画のポイントについては、次の表の①から⑤までに定めるポイントを合計することにより算定するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業計画が複数ある場合には、事業費の小さい順に採択するものとする。

2 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・ 過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
- ・ 有効性、実現性、公益性及び実効性を 1 つも満たさない場合

審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 有効性	<p>【目的・目標の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・ 事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・ 目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・ 目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	<p>十分認められる。</p> <p>おおむね認められる。</p> <p>一部認められる。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>
② 効率性	<p>【事業実施計画の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・ 予算計画は妥当なものになっているか。 ・ 目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・ 事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	<p>十分認められる。</p> <p>おおむね認められる。</p> <p>一部認められる又は認められない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>
③ 実現性	<p>【事業実施体制の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・ 事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・ 特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・ 事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	<p>十分認められる。</p> <p>おおむね認められる。</p> <p>一部認められる。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>

④ 公益性	<p>【国の支援の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 	<p>十分認められる。</p> <p>おおむね認められる。</p> <p>一部認められる。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>
⑤ 実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsに対応した施設園芸への転換に取り組む産地の拡大につながる効果を有しているか。 ・事業効果の評価手法が具体的なものとなっているか。 ・SDGsに繋がる機器設備等を利用した施設園芸に対し専門的な知識を有しているか。 ・全国の先進事例の情報を収集可能な体制となっているか。 ・普及方法が効果的かつ具体的な方法となっているか。 	<p>5つ満たす。</p> <p>4つ満たす。</p> <p>3つ満たす。</p> <p>2つ満たす。</p> <p>1つ満たす。</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>